

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)12 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 12 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】**抵当不動産の賃借人は、物上代位による賃料債権の差押前に賃貸人との間でした抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と上記差押後の期間に対応する賃料債権とを直ちに相殺する旨の合意の効力を抵当権者に対抗できない(令和 5 年 11 月 27 日最高裁)**

参照条文:民法 511 条

キーワード:物上代位 賃料差押 相殺の合意の効力

【2】**鼻中隔矯正手術で死亡した A に関わる損害賠償請求訴訟で、気管挿管の継続がなければ意識障害が残らなかった可能性があり A はこの可能性を侵害されたとの予備的請求が認められた事例(令和 4 年 3 月 22 日東京 高裁)**

参照条文:民法 415 条、709 条

キーワード:気管挿管 意識障害 鼻中矯正手術

【3】**A 社は D 信用金庫から 1000 万円を借り受けるにあたり信用保証協会 Y に保証委託をし、保証委託契約書の連帯保証人欄には X 名義の署名及び X 名下の印影があったところ、X は本件保証契約の成立を争い Y に保証の債務不存在の確認を求めて出訴し請求が認容された事例(令和 4 年 6 月 30 日大阪高裁)**

参照条文:民訴法 228 条 4 項

キーワード:連帯保証人 保証契約の成立 債務不存在確認

【4】**長崎市(Y)の原爆被害対策部長 C は取材に関連して X を呼び出しその意思に反して性交に及んだが、Y 市長の事情聴取の直後自殺し、本件事件がマスコミに報道されたところ、X は Y に対し二次被害を防止する義務を怠ったとして損害賠償を求めその一部が認容された事例(令和 4 年 5 月 30 日長崎地裁)**

参照条文:国賠法 1 条 1 項

キーワード:二次被害 マスコミ報道 損害賠償

【5】**被告が設置する W 医科大学の入学試験受験者である原告らは同試験の採点で性別及び高校卒業年数等を理由として不利益な取扱を受け損害を被ったとし被告に対し不法行為に基づき入学検定料、交通費、宿泊費、逸失利益等の支払を求め、請求の一部が認容された事例(令和 4 年 9 月 9 日東京地裁)**

参照条文:民法 709 条

キーワード:入学試験 採点 不利益な取り扱い

【6】**退去強制対象者として東日本入国管理センターに収容されていた A の容態が急変し翌日搬送先の病院で死亡が確認されたことから、A の母親が、同施設職員が注意義務を怠ったとして国に対し国家賠償請求したところ請求の一部が認容された(令和 4 年 9 月 16 日水戸地裁)**

参照条文:国賠法 1 条 1 項

キーワード: 退去強制対象者 注意義務の懈怠 国家賠償請求

【7】「犯罪利用口座」との疑いを受け自己名義の Y 支店の口座につき取引停止措置を受けた X が預金保険機構による当該口座に関する債権消滅手続の公告期間中に権利行使の届出を行わなかったため当該預金債権が消滅したことを受け、その取消等を求めたが棄却された事例(令和 5 年 9 月 6 日東京地裁)

参照条文: 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 25 条

キーワード: 犯罪利用口座 取引停止措置 債権消滅手続の公告期間

(商事法)

【8】保険契約者と被保険者が異なる損害保険契約において被保険者の受益の意思表示がなくとも保険法 8 条に基づき被保険者に保険契約の利益が帰属し、保険金を受領した保険契約者は被保険者のために事務管理に基づき保険金を被保険者に引渡す義務を負うとした事例(令和 5 年 4 月 14 日大阪高裁)

参照条文: 保険法 8 条、12 条

キーワード: 損害保険契約 受益の意思表示 事務管理に基づく引渡し

(知的財産)

【9】発明の名称を「表示装置」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、容易想到性の判断の誤りを主張したが認められなかった事案(令和 5 年 11 月 14 日知財高裁)

参照条文: 特許法 29 条 2 項

キーワード: 表示装置 不服審判の不成立 容易想到性

【10】原告は「VENTURE」の文字を標準文字で表してなる商標につき第 25 類「被服」等を指定商品として出願をしたところ拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求したが特許庁が不成立の審決をしたので、取消を求める本件訴訟を提起し、請求が認容された事案(令和 5 年 11 月 30 日知財高裁)

参照条文: 商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード: 拒絶不服審判 拒絶査定 取消訴訟

【11】発明の名称を「防眩フィルム」とする発明に係る特許を取り消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、特許を受けようとする発明は明確であるとして特許取消決定を取消した事案(令和 5 年 11 月 30 日知財高裁)

参照条文: 特許法 36 条 6 項 2 号

キーワード: 特許 発明 明確性

(公法)

【12】上告趣意のうち公職選挙法 129 条、142 条 1 項の各規定について憲法 21 条、31 条違反をいう点は公職選挙法の上記各規定が憲法 21 条、31 条に違反しないことは最高裁判決の趣旨に徴して明らかであるとされた事例(令和 5 年 11 月 20 日最高裁)

参照条文: 公職選挙法 129 条、142 条 1 項と憲法 21 条、31 条

キーワード: 公職選挙法 憲法違反

【13】国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置等について定める部分につき、かかる措置を取ったことが著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできず憲法 25 条、29 条に違反しないとされた事例(令和 5 年 12 月 15 日最高裁)

参照条文: 憲法 25 条、憲法 29 条、国民年金法 1 条

キーワード: 物価スライド制廃止 年金受給権 裁量権

【14】都市再生特別地区内の本件建築物の隣地住民らが本件建築物を違法と主張し市長が建基法 9 条 1 項の規定に基づく違反を是正する措置をとることを命ずることの義務付けを求めたところ、一部の原告につき原告適格が否定され訴えが却下され、その他の原告につき請求が棄却された事例(令和 3 年 12 月 22 日横浜地裁)

参照条文: 建築基準法 9 条・48 条・60 条の 2、都市再生特別措置法 36 条、行政法 37 条の 2

キーワード: 是正命令義務付け請求 用途規制 原告適格

【15】香川県議会がネット・ゲーム依存症対策条例を定めたところ原告らは憲法 13 条等に反するとして慰謝料を請求した事案。本条例は国の法令が規制を禁じるものではないので憲法 94 条には反しない、条例が定めるのは利用の上限の目安にすぎない等として請求を棄却(令和 4 年 8 月 30 日高松地裁)

参照条文: 憲法 13 条、14 条 1 項、21 条 1 項、22 条、26 条、29 条、13 条、94 条、児童の権利に関する条約 13 条

キーワード: ネット・ゲーム依存症予防 利用時間の上限

【16】市議会議員 X は市議会の議決により公開の議場における陳謝の懲罰を受けたが、陳謝文の読み上げの際の発言が議会の品位を害したとして出席停止の懲罰処分を受けた。X は処分の取消を求め提訴したところ、出席停止の懲罰処分は裁量権の範囲の逸脱又は濫用で違法であるとして処分が取消された(令和 5 年 3 月 14 日仙台地裁)

参照条文: 地方自治法 134 条、135 条

キーワード: 議会の品位 不利的の程度 裁量権の逸脱・濫用

(社会法)

【17】X は Y 社の求人情報及び採用内定通知書記載の賃金額等と、労働契約書に定める賃金額等が異なるため同契約書の賃金額等を無断で修正し提出したところ、雇用契約締結を撤回された。X は労働契約上の地位の確認及び賃金の仮払を求める仮処分を申立てたが、請求は棄却された(令和 4 年 7 月 14 日東京高裁)

参照条文: 労働契約法 6 条

キーワード: 労働契約の成立 賃金の額 採用内定

【18】Y 社にトラック運転手として雇用されている X が倉庫内の積荷を故意に崩して叩きつけ Y に損害を与えたとの事実を主な理由として Y が X を普通解雇したところ X が解雇無効を主張して労働契約上の地位確認及び未払賃金等の支払を求めたが、請求が棄却された事例(令和 4 年 9 月 6 日東京高裁)

参照条文: 労契法 16 条

キーワード: 普通解雇 積荷崩し行為 信用失墜 悪質

【19】匿名投稿者が X(原告)の販売する美容クリームの評価を低下させる記載をして訴外 A の販売する競合品の販売を促進しようとしたとして、不正競争防止法上の競争関係が存し、信用毀損行為該当性を認め、X には損害賠償請求権行使のために発信者情報の開示を受ける正当な理由があるとした(令和 2 年 11 月 10 日大阪地裁)

参照条文: 不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和 3 年法律第 27 号による改正前のもの)4 条 1 項

キーワード: 発信者情報開示請求 第三者商品 競争関係 信用毀損行為

【20】生ごみ処理機を販売する原告が、被告の販売する業務用生ごみ処理機に係るネット上の表示は品質について誤認させるもので、その行為により原告の営業上の利益が侵害されたとして不正競争防止法 4 条に基づき損害賠償を求め、請求が認容された(令和 5 年 11 月 10 日東京地裁)

参照条文: 不正競争防止法 2 条 1 項 20 号、4 条

キーワード: 販売実績 誤認惹起表示 需要者

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最二判令和 5 年 11 月 27 日 裁判所 HP

令和 3 年(受)第 1620 号 取立金請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/519/092519_hanrei.pdf

裁判要旨

抵当不動産の賃借人は、物上代位による賃料債権の差押え前に賃貸人との間でした、抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と上記差押え後の期間に対応する賃料債権とを直ちに相殺する旨の合意の効力を抵当権者に対抗できない

(理由)

賃借人が、上記差押えがされる前に、賃貸人との間で、登記後取得債権と将来賃料債権とを直ちに相当額で相殺する旨の合意をした場合であっても、物上代位により抵当権の効力が将来賃料債権に及ぶことが抵当権設定登記によって公示されており、これを登記後取得債権と相殺することに対する賃借人の期待を抵当権の効力に優先させて保護すべきとはいえない。そうすると、上記合意は、将来賃料債権について対象債権として相殺することができる状態を作出した上でこれを上記差押え前に相殺することとしたものにすぎないというべきであって、その効力を抵当権の効力に優先させることは、抵当権者の利益を不当に害するものであり、相当でないというべきである。

参照条文等:民法 511 条

【2】東京高判令和 4 年 3 月 22 日 判例時報 2568 号 48 頁

令和 1 年(ネ)第 3000 号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

本件は、Y 開設の病院において、全身麻酔下で鼻中隔矯正術等の手術(本件手術)を受けた後、回復不能な遷延性意識障害(以下、意識障害という)に陥り、その後、脳死に伴う臓器不全を直接の原因として死亡した A(当時 34 歳、女性)の父母 X らが、医師らには、1、A から麻酔薬等の影響がなくなっているか十分確認すべき義務があったのにこれを怠り、A から気管チューブの抜管をした過失、2、抜管後に A が呼吸抑制の状態になったことに対し、その原因を究明し、原因に応じた処置をすべき義務があったのにこれを怠り、合理的な理由なく筋弛緩薬を投与した過失、3、視野を確保できないまま気管挿管が試みられたところ、正しく気管挿管されているかどうか十分に確認する義務があったのにこれを怠り、食道挿管の状態を気管挿管と判断した過失などの過失の結果、A が意識障害に陥ったとして、Y に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として 5787 万 9912 円の支払を求めた事案である。

原審は、1～3 の過失は認められないとして X らの請求を棄却したところ、X らが控訴し、控訴審において、X らは、1～3 の過失に加え、4、再挿管後に食道挿管を疑い、直ちに確認すべき義務があったのにこれを怠り、気管挿管を前提として措置を継続した過失があり、その結果、意識障害に陥った旨主張を追加し、予備的主張として、仮に 4 の過失と意識障害の間に相当因果関係が認められないとしても、4 の過失がなければ意識障害が残らなかった相当程度の可能性があったのに、A はこの可能性を侵害されたとして同額の損害賠償を求める訴えを追加した。

本判決は、1～3 の過失は認められないとしたが、控訴審で追加した予備的請求については認め、可能性の侵害に対する精神的損害として X らに対しそれぞれ慰謝料 300 万円の支払を命じた。

参照条文等:民法 415 条、709 条

【3】大阪高判令和 4 年 6 月 30 日 判例時報 2570 号 19 頁

令和 4 年(ネ)第 225 号 債務不存在確認請求控訴事件(取消・請求認容(確定))

A 社は、D 信用金庫から 1000 万円を借り受けるにあたり、信用保証協会 Y に保証委託をしたが、保証委託契約書(本件契約書)の連帯保証人欄には、X 名義の署名(本件署名)及び X 名下の印影(本件印影、X の実印で押捺されたもの)があったところ、X は、本件保証契約の成立を争い、Y に対し、保証の債務不存在の確認を求めて出訴した。

原判決は、二段の推定を破る特段の事情はないとして、本件契約書に基づく保証契約(本件保証契約)の成立を認め、X の請求を棄却したが、本判決は、本件署名は A 社の女性事務員が上司の指示で署名したこと、X は A 社と何の関わりもないこと、X の実印は X の父 B(C 社の代表取締役であり、C 社は A 社の大口取引先)が保管する場合があったこと等を指摘して、本人の意思に基づいて顕出されたとの推定を妨げる特段の事情があるとして、本件保証契約の成立を否定し、債務不存在確認請求を認容した。

参照条文等:民訴法 228 条 4 項

【4】長崎地判令和 4 年 5 月 30 日 判例時報 2570 号 59 頁

平成 31 年(ワ)114 号 損害賠償等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

長崎市(Y)の原爆被害対策部長 C は、記者 X が原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に係る取材に関連して電話をした際に X を呼び出して会い、その意思に反して性交に及んだ(本件事件)。その後、C が本件事件について Y の市長から聴取を受けた直後に自殺し、本件事件等につき、新聞や週刊誌で報道された。X は、Y に対し、C による本件事件、Y の会計管理者であった D らによる、前記性交について X が同意していた等の虚偽の風説の流布、これらに関連する X の二次被害を防止する義務の懈怠等について、約 7477 万円の損害賠償等を求めた。

本判決は、二次被害防止義務違反について、Y は本件事件につき報道の可能性が高いことを認識し、X から二次被害防止の要請を受けていたという諸事情から、Y は、本件事件に関する調査の過程や、その公表の有無を含む報道対応等の際に、X に二次被害が生じないよう配慮すべきであり、二次被害発生を予見し得る具体的事情を認識したときは、これを防止すべく Y の関係職員に注意指導するなどの対応をとるべき不法行為法上の注意義務を負っていたと認めるのが相当であるとして、D への注意義務の懈怠により、X に二次被害が生じたとして約 1975 万円の賠償義務を認めた。

参照条文等:国賠法 1 条 1 項

【5】東京地判令和 4 年 9 月 9 日 判例タイムズ 1513 号 220 頁

平成 31 年(ワ)第 7175 号 損害賠償請求事件(以下「第 1 事件」という。)、平成 31 年(ワ)第 10285 号 損害賠償請求事件(以下「第 2 事件」という。)、令和元年(ワ)第 34529 号 損害賠償請求事件(以下「第 3 事件」という。)、令和 2 年(ワ)第 11317 号 損害賠償請求事件(以下「第 4 事件」という。)(一部認容、控訴(後変更))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/539/091539_hanrei.pdf

被告が設置する W 医科大学の入学試験受験者である原告らは、同試験の採点で性別及び高校卒業年数等を理由として不利益な取扱いを受けたことにより損害を被ったとし、被告に対し、不法行為に基づき、入学検定料、交通費、宿泊費、逸失利益、予備校費用、慰謝料等の損害金(総額 1 億 5233 万 7671 円)の支払を求めた。

本判決は、一部の原告らについては受験した事実が認められないとしたが、その他の原告らについては、被告は「公正かつ妥当な方法」(大学設置基準 2 条の 2)により入学者の選抜を行なうべき立場にあったにもかかわらず、平成 18 年度から同 30 年度までの医学部の一般入試及びセンター利用入試のそれぞれの

二次試験の小論文試験の点数について、性別及び高校卒業年数に応じ一部の男子受験生だけに加点するなどして成績順位を高める措置を行っていたことを公表することなく、原告らに受験させており、原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害し、不法行為が成立するとし、入学検定料、交通費及び宿泊費の相当額及び慰謝料等(総額 1826 万 4603 円)の支払を認めた。

参照条文等:民法 709 条

【6】水戸地判令和 4 年 9 月 16 日 判例時報 2569 号 47 頁

平成 29 年(ワ)第 552 号 国家賠償請求事件(一部認容・一部棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/464/091464_hanrei.pdf

退去強制対象者として東日本入国管理センターに収容されていた A(カメルーン国籍男性)の容態が急変し、その翌日に救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認されたことについて、A の母親 X(原告)が同施設を設置していた国(被告)に対し、施設の職員らが A の容態が急変した時点で A を救急搬送すべき注意義務があったのにこれを怠り、A を死亡させたなどと主張して、国家賠償請求した事案。

裁判所は、施設職員らには被収容者であった A の生命・身体の安全や健康を保持するために社会一般の医療水準に照らして適切な医療上の措置を取るべき注意義務があったとしたうえで、A の容態急変の約 1 カ月前の時点で胸痛が 1 週間ほど継続していることを医師に訴えていたこと、容態急変の 2 日前から気分の不調を訴え休養室に移され医師から容態観察を指示されていたこと、容態急変後 30 分以上にわたって苦しんでうめき声や大声を上げたり転がったりと尋常ではない状態であったこと、その際に「アムダイイング(死にそうである)」「マイハートイク(胸が痛い)」と訴えたことなどから、遅くとも容態急変後の午後 7 時 35 分ごろの時点で施設職員らに A について救急搬送を要請すべき注意義務があり、これを怠った過失が認められる旨判示した。また、死因、相当因果関係等について、A の容態が急速に悪化しており、救急搬送や搬送先での検査等により治療開始までに要する時間、搬送先病院で実施可能な処置等から、A を救命することができたかは相当に不確実であり、午後 7 時 35 分ごろまでに救急搬送を開始していれば死亡しなかった事実は認めるに足りないが、A の症状に対する応急処置を行うことなどにより死亡した時点においてなお生存していた相当程度の可能性はあったものと認められると判示した。以上を踏まえて、施設職員らの注意義務違反により A が死亡した当時に生存していた相当程度の可能性が侵害された慰謝料として 150 万円が相当で、弁護士費用 15 万円を加えた 165 万円の範囲で X の請求を一部認容した。

参照条文等:国賠法 1 条 1 項

【7】東京地判令和 5 年 9 月 6 日 金法 2222 号 73 頁

令和 4 年(ワ)第 21975 号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

本件は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律にいう「犯罪利用口座」であるとの疑いを受け、自己名義の Y 支店の口座(以下「本件口座」という)について取引停止措置を受けた X が、預金保険機構による当該口座に関する債権消滅手続の公告期間中に権利行使の届出を行わなかったことから、当該預金債権が消滅したことを受けて、金融機関である Y に対し、(1)同法 25 条 1 項の「当該対象預金口座が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由がある」場合に当たるとして、消滅預金等債権相当額の支払、(2)同法 25 条 2 項の対象犯罪行為による被害に係る財産以外の財産をもって当該対象預金口座等への振込等が行われているときに当たるとして、消滅預金等債権相当額の支払、(3)Y は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続」に基づき、X に対して同法 5 条の公告開始を告知すべき信義則上の義務を負うにもかかわらずこれを怠った債務不履行があるとして、消滅預金等債権相当額の損害賠償の支払をそれぞれ求める事案である。

本判決は、次のように述べて、X の請求を棄却した(1)同法 25 条 1 項の「金融機関に対して権利行使

の届出を行わなかったことについてのやむを得ない事情その他の事情」および「当該対象預金口座等の利用の状況及び当該対象預金口座等への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと」はいずれも「犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由」の例示であるとしつつ、本件口座は上記いずれの例示にも当てはまらないとし、他に本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを裏付ける主張立証はない。(2)同法 25 条 2 項を適用するためには、本件口座への振込のうち、対象犯罪行為による被害に係る財産による振込の合計額が消滅した預金債権額以下である必要があるところ、本件口座においては振込名義人の属性、振込の原因が主張立証されていない振込額の合計額が消滅預金債権額を上回ることから同項の要件を満たさない。(3)「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続」が、金融機関に対し、預金口座の名義人に対して金融機関が預金保険機構に債権消滅手続の開始に係る公告を求める旨およびこのことに異議がある場合には通知の発送日の翌営業日から起算して 10 営業日以内に申し出てほしい旨の書面の送付を求めていることを踏まえても、Y が X に取引停止措置を通知し、X の意向を踏まえた対応を行った本件においては、Y に告知義務があるとはいえない。

参照条文等:犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 25 条

(商事法)

【8】大阪高判令和 5 年 4 月 14 日 金法 2223 号 64 頁
令和 4 年(ネ)第 2515 号 請求異議控訴事件(控訴棄却)

Y 社は、損害保険会社との間で、全役員及び従業員を被保険者とする傷害総合保険契約を締結し、保険料を支払っていたところ、X が Y 社のもとで就労中、労災事故により受傷し、入院して手術を受けるなどした結果、上記保険契約に基づき、損害保険会社から Y 社に対し合計 114 万円の保険金が支払われるとともに、損害保険会社から X に対しては書面でその旨の通知がされた。その後、X は他に転職をしているが、上記事故より前に Y 社から借入をし、これについて公正証書が作成されていたところ、当該借入を返済しないままに転職したため、Y 社は、公正証書に基づき X の転職先から支払われる給与を差し押さえた。そこで、X が請求異議の訴えを提起し、上記保険金は X が取得すべきものであるにもかかわらず Y 社が保持し続けているため、X は Y 社に対して引渡請求権または不当利得返還請求権を有しており、これを自働債権として上記貸金債権と相殺したと主張して、上記公正証書に基づく強制執行を許さないとの判決を求めた。原判決は、X の相殺の主張を認めて、上記公正証書に基づく強制執行を許さないとしたところ、これを不服とする Y 社が控訴をしたのが本件である。

本判決は、保険契約者と被保険者が異なる損害保険契約において、被保険者の受益の意思表示がなくとも、保険法 8 条に基づき被保険者に保険契約の利益が帰属するのであり、損害保険会社から保険金を受け取った保険契約者 Y 社としては、被保険者 X の受益の意思表示がなくとも、被保険者 X のために事務を行うものとして、事務管理に基づき上記保険金を被保険者 X に引き渡す義務を負うと判断し、また、Y が主張していた保険金引渡義務を免れるという法人契約特約は、これがあったとは認められないか、かかる特約があったとしても、保険法 8 条に反し、同法 12 条により無効であるとして、X の相殺の主張を認め、Y の控訴を棄却した。

参照条文等:保険法 8 条、12 条

(知的財産)

【9】知財高判令和 5 年 11 月 14 日 裁判所 HP
令和 4 年(行ケ)第 10113 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/545/092545_hanrei.pdf

発明の名称を「表示装置」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴

訟であって、容易想到性の判断の誤りを主張したが、認められなかった事案。

原告らは、引用発明は周囲光の照度がしきい値を下回るときに最低輝度を維持するような制御をするもの(以下「最低輝度の維持制御技術」という。)であり、本件補正発明のように照度と放射輝度が比例関係となるような構成(以下「照度輝度比例構成」という。)を採用することには阻害要因がある旨主張する。

そこで検討するに、引用文献 1 に記載されている発明は、表示装置と紙の発光の仕組みの違いを踏まえつつ、表示装置においても印刷物のような自然な画像品質を提供することを目的として、これを実現するため、周囲光特性及び実質的な紙の光学特性を用いて、紙に印刷された画像コンテンツの特性を模倣しようとするものと認められる。

このような引用発明において、紙の光学特性(紙のような印刷表示媒体を反射面とする外光の照度とその反射光の輝度は比例関係にある)を用いて、表示装置の表示における外光の照度と放射輝度の関係を、印刷表示媒体を反射光とする外光の照度とその反射光の輝度の関係に一致させることにより、外光による印刷表示媒体の外観を模した表示画像とすること、すなわち技術常識 3 を適用することは、ごく自然なものというべきである。

引用文献 1 には、原告らの主張するとおり、最低輝度の維持制御技術の開示があり、本件審決はこれを引用発明の構成要素として認定している。しかし、引用文献 1 の記載事項全体を踏まえてみれば、最低輝度の維持制御技術の位置づけは、「一実施形態」であり、本来の目的との関係で必須のものとはされていない。引用文献 1 の記載(「・・・してもよい」)も、これを裏付けるものである。

また、最低輝度の維持制御技術は、周囲光の照度がしきい値を下回るときに初めて発動されるものであって、それ以外の条件下においては、照度輝度比例構成と矛盾・抵触するものではなく、むしろこれを前提とするものといえる。すなわち、最低輝度の維持制御技術と照度輝度比例構成とは、技術思想としては両立・並存するものということができ、引用発明が最低輝度の維持制御技術を有するものであるとしても、照度輝度比例構成の採用を必然的に否定するような関係にはない。

以上の検討を踏まえると、引用発明に含まれる最低輝度の維持制御技術は、引用発明と技術常識 3 を組み合わせる阻害要因になるものではないというべきである。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

【10】知財高判令和 5 年 11 月 30 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10063 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/548/092548_hanrei.pdf

原告は、「VENTURE」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)について、第 25 類「被服」等を指定商品として出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

引用商標は、中央上部に筆文字風の書体による「遊」の漢字を大きく配し、底辺部にゴシック体風の書体による「VENTURE」の欧文字を配した構成からなる結合商標であり、原則として全体観察をすべきであるが、上記各構成部分を比較すると、文字の大きさの違いからくる「遊」の文字部分の圧倒的な存在感に加え、書体の違いからくる訴求力の差、全体構成における配置から自ずと導かれる主従関係性といった要素を指摘することができる。そして、称呼及び観念において一連一体の文字商標と理解すべき根拠も見出せない等の事情を総合すると、引用商標に接した取引者、需要者は、「遊」の文字部分と「VENTURE」の文字部分を分離して理解・把握し、中心的な構成要素として強い存在感と訴求力を発揮する「遊」の文字部分を略称等として認識し、これを独立した出所識別標識として理解することもあり得ると解される。他方、「VENTURE」の文字部分は、商標全体の構成の中で明らかに存在感が希薄であり、従たる構成部分という印象を拭えず、これに接した取引者、需要者が、「VENTURE」の文字部分に着目し、これを引用商標の略

称等として認識するという事は、常識的に考え難い。したがって、「VENTURE」の文字部分を引用商標の要部と認定することはできない。

被告は、「遊」の文字部分が比較的大きく書されているとしても、「VENTURE」の文字も需要者、取引者が認識するに十分な大きさで書されており、文字の大きさをもって「VENTURE」の文字部分が要部となり得ないとはいえない旨主張する。確かに、相対的な文字の大小関係があるにすぎない場合であれば、被告の上記立論も首肯できるものであるが、本件における「遊」の文字部分と「VENTURE」の文字部分との大きさの違いは、相対的な大小関係とは次元の異なるものである上、書体の違いからくる訴求力の差、配置上の位置関係からくる主従関係性などの要素も総合すれば、被告の立論は本件に妥当するものとはいえない。

以上の認定判断を前提に、本願商標と引用商標の類否の判断をするに、まず、全体観察を前提に検討すると、引用商標の「遊」の文字の有無の違いに対応して、外観、称呼、観念のいずれにおいても両者は大きく異なっており、類似性を肯定することはできない。そして、引用商標の「遊」の文字部分と「VENTURE」の文字部分を分離観察の上、「遊」の部分を要部として類否判断をした場合に、本願商標との類似性が認められないことは言うまでもない。よって、本願商標は商標法 4 条 1 項 11 号に該当するものではない、として原告の請求は認容された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【11】知財高判令和 5 年 11 月 30 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10109 号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/560/092560_hanrei.pdf

発明の名称を「防眩フィルム」とする発明に係る特許を取り消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、特許を受けようとする発明は明確であるとして、特許取消決定を取り消した事案。

本件決定は、本件標準偏差の測定条件のうち、撮影距離と F ナンバーにつき具体的にどの値を設定するのが、本件明細書の記載及び本件特許出願時における技術常識を参酌しても、一義的に定まらないので、本件標準偏差、ひいてはこれを含む本件パラメータが不明確となり、本件特許発明 1 は不明確であるとするものである。

本件特許発明における撮影は、撮像された画像データから、ディスプレイの輝度の標準偏差を求め、コントラストを測定することが目的であるから、当業者は、なるべく被写体のコントラストを忠実に再現できる条件で撮影するものと解される。レンズの一般的特性として、コントラスト性能は、中間的な F ナンバー(多少絞りを絞った状態)で最大化し、絞りを開いたり、絞り込んだりすることで低下する傾向があることは技術常識である。そうすると、当業者は、コントラストのピークがある F ナンバーに絞りを設定することになり、そのような F ナンバーを特定する上で必要な作業は、F ナンバーを変えながら数回の撮影を行ってコントラストの変化を確認し、最もコントラストが高くなる F ナンバーを求めることだけであり、そのことに特段の困難性があるとは認められない。

また、本件明細書には、「次に、撮像装置 12 の撮像素子の単位画素あたりに撮像されるフィルムを装着したディスプレイ 16a の画素サイズを調整する調節ステップを行う。調整ステップでは、撮像装置 12 の撮像素子の有効画素数に応じて、撮像装置 12 が撮像する画像において、画素による輝線がない、或いは、画素による輝線があってもディスプレイ 16a のギラツキの評価に影響を与えない程度に、撮像装置 12 と、フィルムを装着したディスプレイ 16a との間の相対距離を調整する。」と具体的に記載されており、輝度の分布を把握するのに十分な解像度が得られる程度に撮影距離を短くすることを前提としつつ、ギラツキの評価に影響を与えるほど輝線が映り込まない程度の距離を保持すべきことを当業者は理解できると解される。そのように調整された距離は、輝線が見える距離の範囲と輝線が見えない相対距離の範囲との境界付

近に設定されることとなるから、それほど大きくない一定の範囲に定まるといえる。

以上のとおり、本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 の記載は、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということとはできず、特許を受けようとする発明は明確であり、請求項 4 及び 5 についても同様である。したがって、この点の明確性要件を充足しないとした本件決定の判断は誤りであり、取消事由は理由がある。

参照条文等:特許法 36 条 6 項 2 号

(公法)

【12】最二判令和 5 年 11 月 20 日 裁判所 HP

令和 5 年(あ)第 976 号 公職選挙法違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/510/092510_hanrei.pdf

(判旨)

上告趣意のうち、公職選挙法 129 条、142 条 1 項の各規定について憲法 21 条、31 条違反をいう点は、公職選挙法の上記各規定が憲法 21 条、31 条に違反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和 43 年(あ)第 2265 号同 44 年 4 月 23 日大法廷判決・刑集 23 巻 4 号 235 頁)の趣旨に徴して明らかである(最高裁昭和 55 年(あ)第 1472 号同 56 年 7 月 21 日第三小法廷判決・刑集 35 巻 5 号 568 頁、最高裁昭和 55 年(あ)第 1577 号同 57 年 3 月 23 日第三小法廷判決・刑集 36 巻 3 号 339 頁参照)。

参照条文等:公職選挙法 129 条、142 条 1 項と憲法 21 条、31 条

【13】最二判令和 5 年 12 月 15 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ツ)第 275 号 年金減額改定決定取消、年金減額改定決定取消等請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/584/092584_hanrei.pdf

物価スライド制を廃止する等して特例水準の年金給付を段階的に減額解消していく国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 99 号)1 条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置等について定める部分につき、かかる措置を取ったことが、著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということとはできず、年金受給権に対する不合理な制約であるともいえないから、憲法 25 条、29 条に違反しないとされた事例。

参照条文等:憲法 25 条、憲法 29 条、国民年金法 1 条

【14】横浜地判令和 3 年 12 月 22 日 判例時報 2568 号 26 頁

令和 2 年(行ウ)第 12 号 建築基準法に基づく是正命令義務付け請求事件(一部却下、一部棄却(確定))

本件は、都市計画法上の工業専用地域に位置し、都市再生特別措置法 36 条 1 項により都市再生特別地区と定められた区域内に建築された本件建築物に係る敷地の隣地に存するマンションの一室に居住又は所有する X らが、本件建築物は建築基準法上の用途規制に違反する違法な建築物である等主張して、Y 市に対し、Y 市長が建基法 9 条 1 項の規定に基づく違反を是正するための措置をとることを命ずることの義務付けを求める事案である。

本判決は、X らのうち、専用部分に日照被害を受けていないが共用部分に日影が生じていることを理由として日照被害を主張する者の原告適格を否定し、訴えを却下した。また、X らのうち、日照以外の被害(騒音、異臭、プライバシー、景観、眺望、落雷の危険)を主張する者についても、建築基準法令の規定の中に、建築確認に係る建築物の周辺の建築物に居住する者のプライバシー等を個別的な利益として保護する趣

旨であることをうかがわせる規定は存在しないとして原告適格を否定して訴えを却下した。その他の X については、本件建築物の違法性に関して、建基法の規定ぶりや特措法の趣旨等に鑑みて、都市再生特別地区においては、都市計画において定められた誘導すべき用途に供する建築物であれば、建基法 60 条の 2 第 3 項の適用により建基法の用途規制の適用除外になるというべきであって、同項が適用されるために、総合的な地区開発計画の設計主旨への適合は必要ないなどとし、建基法に違反しないとして、請求を棄却した。

参照条文等:建築基準法 9 条・48 条・60 条の 2、都市再生特別措置法 36 条、行政法 37 条の 2

【15】高松地判令和 4 年 8 月 30 日 判例タイムズ 1513 号 192 頁

令和 2 年(ワ)第 339 号 損害賠償請求事件(請求棄却、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/390/091390_hanrei.pdf

香川県議会が、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例((1)保護者は子供にスマートフォン等を使用させるに当たっては、危険性及び過度の使用による弊害等について子供と話し合い、使用に関するルール作り等を行なうこと、(2)保護者は子供の上記依存症につながるようなコンピューターゲームの利用に当たっては 1 日当たりの利用時間の上限を 60 分までとすること等)を定めたところ、原告ら(親子)は、憲法 13 条等に反するとして国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料を請求した。

本判決は、ネット・ゲーム依存症の実情やその対策、類似の規定をおく青少年保護条例の例等を認定した上で、本件条例は国の法令が規制を禁じるものではないので憲法 94 条には反しない、児童の権利条約は未成熟な青少年の健全な育成に有害な図書類等を全く無視して青少年にあらゆる情報受ける自由までを保障したのではなく、締約国が規制することを禁止したものではない、ネット・ゲーム依存症の予防という立法の必要性は認められ、その手段として上記条例に定める内容((2)は上限の目安を示したもので時間制限ではない)は相当でないとはいえない、ゲームやスマートフォンの利用は憲法 13 条の直接の保障の対象とはされず、仮に憲法上一定の配慮を要するものとしても規制が一切許されないと考え難い、スマートフォンの利用制限につながり職業選択の自由を制限するとの主張は失当である、学習に必要な利用は対象外としているので憲法 26 条にも反しないなどとして、請求を棄却した。

参照条文等:憲法 13 条、14 条 1 項、21 条 1 項、22 条、26 条、29 条、13 条、94 条、児童の権利に関する条約 13 条

【16】仙台地判令和 5 年 3 月 14 日 判例タイムズ 1513 号 149 頁

令和 2 年(行ウ)第 28 号 出席停止処分取消等請求事件(認容、確定)

岩沼市議会議員 X は、海外渡航のため行政調査の事前研修を行なう委員会を欠席し、市議会の議決により公開の議場における陳謝の懲罰を受けた。X は研修開催について 3 候補日が示されていた事実はないと認識しており、陳謝文の読み上げの際、(1)「読み上げたのは事実です、しかし読み上げられた中身に書いていることは事実とは限りません」(2)「仮に読み上げなければ、次の懲罰があります。こういうのを、政治的妥協と言います。政治的に妥協したんです」と発言した(以下、それぞれ発言(1)、発言(2)という)ところ、市議会会議規則に定める「議会の品位」を害したとして 23 日間の出席停止の懲罰処分を受けたため、X は同処分の取消し等を求めた。

本判決は、発言(1)は X の反論であり懲罰決議自体の不当性を批判する等したものではなく、通常の議論として許される範囲であるとし、発言(2)は更なる懲罰を避けるために陳謝処分を受け入れたとする X の意見を述べたものであり、懲罰自体を軽視したり議会の懲罰権を愚弄したりする趣旨ではないとし、発言(1)及び(2)は議会内の秩序の保持及び円滑な運営に支障を生じさせるものとはいえず「議会の品位」を害するにはあたらないので処分は違法であるとし、仮に「議会の品位」を重んじないものに当たると解する余

地があったとしても、市議会における議案について質疑、採決等の議員としての中核的な活動に一切関与できなくなったという不利益の程度に照らせば裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものであり違法であるとし、処分の取消し等を認めた。

参照条文等:地方自治法 134 条、135 条

(社会法)

【17】東京高決令和 4 年 7 月 14 日 判例タイムズ 1513 号 125 頁

令和 4 年(ラ)第 1212 号 地位保全等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

X は、Y 社のインターネットの求人情報に応募し採用面接を経て採用内定通知書を交付されたが、就労開始前に署名押印して返送するよう求められた労働契約書に定める賃金の額等が求人情報とも採用内定通知書記載のものとも異なっていたこと等から、賃金等の内容を無断で修正して提出したところ、Y 社から雇用契約締結を撤回する通知を受けた。

X は求人情報ないしは採用内定通知書記載の条件による労働契約が成立したとして、労働契約上の権利を有する地位の確認及び賃金等の仮払いを求める仮処分の申立てをした。

本決定は、XY 社間では賃金について合意できず X が就労するに至らなかったのであって「労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うこと」(労働契約法 6 条)についての合意があったとは認められない、採用面接の過程で労働条件を変更したことについては、職業安定法 5 条の 3 規定の労働条件変更の明示が適切に行なわれたか否かは労働契約の成否に直接影響せず、労働条件が変更されていないことが推定されて求人情報の条件による労働契約が成立したとは認められない、X は採用面接において採用内定通知書記載の条件が提示されたことも、これに応じたことも否定しており、採用面接において採用内定通知書の条件で労働契約が成立したことも認められないとし、労働契約の成立を否定した。

参照条文等:労働契約法 6 条

【18】東京高判令和 4 年 9 月 6 日 判例時報 2570 号 87 頁 OK

令和 4 年(ネ)第 661 号 地位確認等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

貨物運送事業等を行う Y 社にトラック運転手として雇用されている X が、倉庫内にある積荷を故意に崩して叩きつけ、蹴飛ばす等の行為(本件積荷崩し行為等)に及び、Y に損害を与えたとの事実を主な理由として、Y が X を普通解雇したところ、X が解雇無効を主張して、労働契約上の地位確認及び未払賃金等の支払を求めた事案。

原判決は、防犯カメラの映像、X 作成の事故報告書及び始末書、Y の従業員の供述等を踏まえて、本件積荷崩し行為等の具体的状況、態様、経緯等を認定した上で、本件積荷崩し行為等は、顧客に対する Y の信用、体面を著しく失墜させ、他の Y の従業員に危険を生じさせるおそれのある相当に悪質な行為であると認め、解雇権の濫用との X の主張を排斥し、X の請求を棄却した。本判決は、原判決を維持し、X の控訴を棄却した。

参照条文等:労契法 16 条

【19】大阪地判令和 2 年 11 月 10 日 判例時報 2569 号 85 頁

令和 2 年(ワ)第 3499 号 発信者情報開示請求事件(認容(確定))

判決文:https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/089839_hanrei.pdf

別紙:https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/089839_option1.pdf

アフィリエイトと認められるサイトを構成する本件ウェブページが設置されていたウェブサーバーの管理会

社 Y(被告)に対する発信者情報開示請求訴訟において、氏名不詳の匿名投稿者(発信者)が訴外会社 A の販売する美容クリーム(第三者商品)と X(原告)が販売する美容クリーム(X 商品)の価格、途中解約の可能性等について説明する記載(判決別紙記載)を掲載したことにつき、各記載が不正競争防止法 2 条 1 項 21 号(信用毀損行為)等に該当すると主張して、発信者情報の開示を求めた事案。

裁判所は、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号の「競争関係」につき、現実の市場において商品の販売を競っているといった競合関係が存する場合に限られず、相手方の商品を誹謗したり信用を毀損したりするような虚偽の事実を告知又は流布することによって、相手方を競争上不利な立場に立たせ、その結果、行為者や行為者に対して告知又は流布行為を依頼した者などが競争上不当な利益を得るような関係が存する関係にある場合も含むと考えられる、と判示した。その上で、X 商品と第三者商品は美容クリーム市場における競合品であるところ、発信者は本件ウェブページにおいて X 商品と比較して第三者商品の利点をより多く挙げ、第三者商品の購入を勧めたり、A の公式サイトから購入することを強く推奨する文章を記載しているなど、A のウェブサイトを通じて第三者商品を購入することを促すような仕組みを作っているということができると認定した。また、A が第三者商品のプロモーションのために提携ウェブサイトを集めており、その中で第三者商品のセールスポイントとして挙げる特徴が本件ウェブページに複数掲載されていること、第三者商品の定期コース契約数に応じた報酬が支払われるとされていることも考慮すると、本件ウェブページは発信者が A と提携したり依頼を受けたりして制作したものであって、X 商品の評価を低下させるような記載をすることにより、これと比較して第三者商品の評価を上げ、販売を促進するという目的に沿うものであると考えるのが相当であると認定した。以上を踏まえ、裁判所は、発信者は A との関係上第三者商品の売上向上について利益を有する者であり、X や X 商品の評価を低下させることによって不当な利益を得る関係に立つ者であると解するのが相当で、X と発信者の間には不正競争防止法 2 条 1 項 21 号の「競争関係」が存するということができると判示し、信用毀損行為該当性を認めた。

その結果、X には損害賠償請求権等の行使のために発信者情報の開示を受けるべき正当な理由(プロバイダ責任制限法 4 条 1 項 2 号)が認められるとして、原告の開示請求が認容された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和 3 年法律第 27 号による改正前のもの)4 条 1 項

【20】東京地判令和 5 年 11 月 10 日 裁判所 HP

令和 4 年(ワ)第 2551 号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/506/092506_hanrei.pdf

生ごみ処理機を販売する原告が、被告に対し、被告ウェブページにおける、被告の販売する業務用生ごみ処理機に係る表示は、その品質について誤認させるような表示であり、同表示をする行為は不正競争(不正競争防止法 2 条 1 項 20 号)に該当し、これにより原告の営業上の利益が侵害されたとして、不正競争防止法 4 条に基づき損害賠償を求めた事案。

被告ウェブページにおける(1)「全国導入実績 2,500 台以上」との表示は、被告が販売している業務用生ごみ処理機、すなわち被告商品は、全国で 2500 台以上が販売されているとの事実を、(2)「ゴミサー/ゴミサポーターはその処理方法・性能が多くの企業・施設で認められ、おかげ様で現在、全国で 2,300 台以上が稼働しています。」との表示は、被告商品は、その処理方法及び性能が多くの企業や施設で認められたため、全国で 2300 台以上が販売されたとの事実を、(3)「全国・海外での導入実績は 3,500 台以上。」との表示は、被告商品は、全国及び海外で 3500 台以上が販売されたとの事実を需要者に対し認識させるものであると認められる。

他方で、前提事実によれば、被告商品の過去の累計販売数は 2300 台に達するものではないことが認められ、上記(1)、(2)及び(3)の表示(これらを併せて「本件誤認惹起表示」という。)は、いずれも、実際の

販売実績とは異なるにもかかわらず、多数の被告商品が販売されており、このような販売実績は、被告商品のごみ処理方法及びその性能が他の同種商品に比べて優れたものであることに起因することを強調するものであって、その結果、需要者に対し、被告商品がその品質において優れた商品であるとの権威付けがされ、また、他の需要者も購入しているという安心感を与えることになるため、需要者が商品を購入するか否かの合理的な判断を誤らせる可能性があるというべきである。そうすると、本件誤認惹起表示は、「品質」について「誤認させるような表示」に該当すると認められる。

そして、被告は、本件誤認惹起表示が、原告商品に関するものであり、被告商品に関するものではないことを認識しつつも、これを掲載し続けているのであるから、被告は、故意により、虚偽の販売実績を被告ウェブページ上に表示させていたものと認めるのが相当であるとして、原告の請求は認容された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 20 号、4 条

(紹介済み判例)

最一決令和 3 年 6 月 28 日 判例時報 2568 号 81 頁

令和 2 年(あ)第 919 号 常習特殊窃盗被告事件(上告棄却)

→法務速報 243 号 16 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/455/090455_hanrei.pdf

最一決令和 3 年 6 月 28 日 判例時報 2570 号 111 頁

平成 30 年(あ)第 1846 号 薬事法違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 243 号 21 番にて紹介済み

東京高判令和 3 年 11 月 18 日 判例時報 2569 号 25 頁

令和 3 年(ネ)第 2839 号 損害賠償等請求控訴事件(取消・請求棄却(上告・上告受理申立、上告棄却・不受理))

→法務速報 270 号 2 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/090839_hanrei.pdf

東京地判令和 4 年 10 月 28 日 判例タイムズ 1513 号 232 頁

令和 3 年(ワ)第 28420 号 損害賠償請求事件(本訴)、令和 3 年(ワ)第 34162 号 損害賠償請求反訴事件(反訴)(一部認容(本訴)、請求棄却(反訴)、控訴(後変更))

→法務速報 267 号 6 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/515/091515_hanrei.pdf

大阪地判令和 4 年 11 月 17 日 判例時報 2569 号 59 頁

令和 2 年(ワ)第 7462 号(本訴)・第 11281 号(反訴) 損害賠償等請求、請負代金等請求事件(本訴一部認容・一部棄却、反訴棄却(控訴))

→法務速報 266 号 9 番で紹介済み

大阪地判令和 4 年 11 月 25 日 判例時報 2570 号 81 頁

令和 2 年(ワ)第 2625 号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

→法務速報 267 号 7 番にて紹介済み

大阪地判令和 4 年 12 月 5 日 判例時報 2570 号 98 頁
令和 3 年(ワ)第 30045 号 地位確認等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))
→法務速報 264 号 15 番にて紹介済み

最二判令和 4 年 12 月 26 日 判例時報 2568 号 41 頁
令和 3 年(受)第 1115 号 離婚等請求本訴、同反訴事件(破棄差戻)
→法務速報 261 号 16 番で紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/644/091644_hanrei.pdf

最一決令和 5 年 1 月 30 日 判例タイムズ 1513 号 95 頁
令和 4 年(シ)第 594 号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(取消差戻)
→法務速報 262 号 19 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/726/091726_hanrei.pdf

最一判令和 5 年 3 月 6 日 判例時報 2569 号 5 頁
令和 4 年(行ヒ)第 10 号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件(上告棄却)
→法務速報 263 号 20 番で紹介済み

最一判令和 5 年 3 月 6 日 判例時報 2569 号 5 頁
令和 3 年(行ヒ)第 260 号 消費税更正処分等取消請求事件(破棄自判)
→法務速報 263 号 19 番で紹介済み

最二判令和 5 年 3 月 24 日 判例時報 2570 号 108 頁
令和 4 年(あ)第 196 号 死体遺棄被告事件(破棄自判)
→法務速報 264 号 12 番にて紹介済み

最二判令和 5 年 3 月 24 日 金法 2223 号 60 頁
令和 4 年(受)第 324 号 共有持分移転登記手続請求事件(破棄差戻)
→法務速報 264 号 8 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/938/091938_hanrei.pdf

最三決令和 5 年 3 月 29 日 判例タイムズ 1513 号 91 頁
令和 4 年(許)第 13 号 債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
→法務速報 264 号 9 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/990/091990_hanrei.pdf

最三判令和 5 年 5 月 9 日 判例タイムズ 1513 号 72 頁
令和 4 年(行ヒ)第 150 号 納骨堂経営許可処分取消、納骨堂経営変更許可処分取消請求事件(上告棄却)
→法務速報 265 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/062/092062_hanrei.pdf

最二決令和 5 年 5 月 17 日 判例タイムズ 1513 号 87 頁

令和 4 年(許)第 17 号 婚姻費用分担申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 266 号 2 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/090/092090_hanrei.pdf

最二決令和 5 年 5 月 17 日 金法 2223 号 54 頁

令和 4 年(許)第 17 号 婚姻費用分担申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 266 号 2 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/090/092090_hanrei.pdf

最三決令和 5 年 5 月 24 日 金法 2223 号 49 頁

令和 4 年(許)第 8 号 株式売買価格決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 266 号 10 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/092103_hanrei.pdf

最三判令和 5 年 6 月 27 日 判例タイムズ 1513 号 65 頁

令和 4 年(行ヒ)第 274 号 懲戒免職処分取消、退職手当支給制限処分取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 267 号 19 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/170/092170_hanrei.pdf

最一判令和 5 年 7 月 20 日 判例タイムズ 1513 号 80 頁

令和 4 年(受)第 1293 号 地位確認等請求事件(一部破棄差戻、一部上告却下)

→法務速報 267 号 20 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/208/092208_hanrei.pdf

2. 令和 5 年(2023 年)12 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 212 10

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律

・・・現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めた法律。

・衆法 212 12

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律

・・・物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止すること等について定めた法律。

・閣法 212 6

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律

・・・国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティ対策を十分に講じていない電気通信設備の管理者等に対して助言等を行うための規定の整備、サイバー攻撃手法の変化に応じた特定アクセス行為等の機動的な実施のための規定の整備、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行うことを定めた法律。

・閣法 212 7

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律

・・・大麻草から製造された医薬品の施用を可能とすること、有害な大麻草由来成分の規制、大麻の施用等の禁止、大麻草の栽培に関する規制に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 212 8

官報の発行に関する法律

・・・官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めた法律。

・閣法 212 9

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

・・・官報の発行に関する法律の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局法について独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行うこと等を定めた法律。

・閣法 212 10

国立大学法人法の一部を改正する法律

・・・事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合することを定めた法律。

・閣法 212 11

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・地方財政の状況等に鑑み、令和5年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けること、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額すること等について定めた法律。

・閣法 212 12

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律

・・・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加すること、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けること等を定めた法律。

3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

松浦裕介／岩本結衣 著 ぎょうせい 3,630円

加害者側弁護士、損保社員、事故担当者のための交通事故損害賠償入門

江原健志／大坪和敏 編集代表 法曹フォーラム 編著 ぎょうせい 5,940円

事例シミュレーション 新債権法の実務 弁護士・裁判官の視点に基づく解釈と運用

阿部・井窪・片山法律事務所 編著 青林書院 5,720円

企業における裁判に負けないための契約条項の実務

藤村和夫

編集代表 山口斉昭／松嶋隆弘／大久保拓也 編 青林書院 5,390円

複雑困難事件と損害賠償Ⅱ

渋谷陽一郎 著 日本法令 18,700円

Q&A 家族信託大全

井川憲太郎 枝吉 経 大塚康貴 棚橋桂介／編 新日本法規 4,510円

Q&A収益不動産の相続をめぐる法律と税務 アパート・テナントビル・駐車場など

山野目章夫／佐久間毅 編 秋山靖浩／高 秀成／水津太郎／西希代子／原 恵美／藤巻 梓／松尾 弘
／村松秀樹 著 有斐閣 3,960円

解説 民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)改正のポイント ★

4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

山下和哉 著 商事法務 2,640円

Q&A運送取引の法律実務入門

中澤佑一 著 青林書院 4,950円

最新青林法律相談49 プロバイダ責任制限法と誹謗中傷の法律相談

狩倉博之 編著 学陽書房 2,970円

どんな場面も切り抜ける！若手弁護士が法律相談で困ったら開く本 ★

渡辺大祐 著 第一法規 6,050 円
法律要件から導く論点整理 景品表示法の実務

福岡県弁護士会消費者委員会 編 民事法研修会 5,720 円
消費者事件実務マニュアル(第2版)被害救済の実務と書式

山浦美紀／大浦綾子 編 新日本法規 3,630 円
実務家・企業担当者が陥りやすいハラスメント対応の落とし穴

5. 発刊書籍＜解説＞

「解説 民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)改正のポイント」

相続財産の管理や相隣関係の見直し、相続登記等の義務付け、相続土地国庫帰属制度などの不動産の新法制について、分かりやすく丁寧に説明されている。第一人者による信頼のおける解説書である。

「どんな場面も切り抜ける！若手弁護士が法律相談で困ったら開く本」

印象的な題名のとおり、法律相談での相談者への対応、依頼された場合、シチュエーション別の困りごと、相談分野別の困りごとなどについて100問解説されている。回答が実務的かつ具体的で、体験記も掲載されており有用な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。